

東京税財政研究センター定款

第一章 総 則

第一条 本研究センターは東京税財政研究センター（以下研究センター）と称する。

第二条 本研究センターの事務所は東京都新宿区百人町一丁目一六番一八号センチュリービル二階に置く。

第二章 目的及び事業

第三条 本研究センターは次のことを目的とする。

- 1 民主的な税制、財政の確立のために、国内外にわたる調査、研究を行う。
- 2 民主的な税務行政、租税手続きにおける納税者の権利向上を目指し、国内外にわたる調査、研究を行う。
- 3 調査、研究の成果は公にする。

第四条 本研究センターは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 研究会、学習会、公開講座の開催
- 2 機関紙・誌、図書の発行、ホームページの作成
- 3 研究者、研究団体、民主的諸団体との交流
- 4 会員相互の親睦・交流
- 5 税制、税務行政にかかる相談
- 6 その他必要な事業

第三章 構成及び会員

第五条 本研究センターは本研究センターの目的に賛同する個人で構成する。

第六条

- 1 会員は本定款の定めるところにより入会に際しては入会金を納入し、以後会費を納入する。

なお、入会金は返還しないものとする。

- 2 入会金、会費は別に定めるものとする。
- 3 新しく会員になるためには、理事会の承認を必要とする
- 4 本研究センターの退会は書面による届け出によるものとする。

第七条 会費の長期滞納等、理事会が退会相当と認めた場合は退会通知を行い退会とする。

第四章 役員及びセンター業務の執行

第八条 本研究センターに次の役員を置く。

- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 理事長 | 1名 |
| 2 | 副理事長 | 若干名 |
| 3 | 専務理事 | 1名 |
| 4 | 理事 | 若干名 |
| 5 | 監事 | 2名 |
| 6 | 相談役 | 若干名 |

第九条 理事及び監事は総会において会員より選出する。

理事長・副理事長及び専務理事は理事の互選により選出する。

相談役は理事会の推薦により選出する。

第十条 役員任期は一年とし、再任を認める。

第十一条

- 1 理事長は本研究センターを代表する。

理事会は理事長、副理事長、専務理事、理事をもって構成し、会務を執行する。

監事は会計及び業務を監査する。

相談役は理事会の要請により業務の執行を助言する。

- 2 理事会は構成員の3分の2の出席を持って成立する。

- 3 理事会の議決は出席者の過半数によって成立する。

第五章 総会

第十二条 理事長は毎年一会計年度終了後二ヶ月以内に通常総会を招集する。

理事会が必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。

第十三条

- 1 総会は会員の過半数（委任状を含む）の出席で成立する。

- 2 総会の議決は、出席会員（委任状を含む）の過半数によって成立する。

第六章 出資金

第十四条 出資金の取り扱いについては運営規則において規定する。

第七章 会計

第十五条 本研究センターの運営費用は会費、事業収入、寄付金等をもって充てる。

第十六条 会費は年会費とし、総会で定める。

会費は退会しても返還しないものとする。

第十七条 本研究センターの会計年度は七月一日から翌年六月三〇日までとする。

第十八条 会計基準、管理基準については本研究センター運営規則で規定する。

第八章 附 則

第一条 この定款は 1994 年 7 月 21 日より実施する。

第二条 この定款の定めのない事項は、理事会で処理し、総会の承認を得ることとする。

第三条

1 2013 年 8 月 20 日現在の賛助会員は全て会員とする。

2 第六条に規定する入会金は一万円とする。

3 第一六条に規定する年会費は一万円とする。

4 2 項の規定は 2013 年 8 月 20 日以後有効とする。

第四条 この定款は、1995 年 7 月 21 日より実施する。

第五条 この定款は、2004 年 8 月 25 日より実施する。

第六条 この定款は、2005 年 8 月 23 日より実施する。

第七条 この定款は、2013 年 8 月 20 日より施行する。